



県 章

滋賀県公報

平成 17 年 (2005 年)
3 月 4 日
第 2455 号
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 告 示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (レイカディア推進課)	179
介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定 (レイカディア推進課)	180
道路区域の変更 (道路課)	180
道路の供用開始 (道路課)	181
○ 公 告	
中部清掃組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告 (環境管理課) ...	181
県営土地改良事業計画の変更後の概要公告 (耕地課)	183
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (住宅課)	183
宅地建物取引業者に係る確知公告 (住宅課)	183
○ 地 域 振 興 局 公 告	
土地改良区役員退任および就任公告 (湖北)	184
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (湖南)	184

告 示

滋賀県告示第 151 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

平成 17 年 3 月 4 日

滋賀県知事 國 松 善 次

事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
特別養護老人ホーム清水苑	東近江市五個荘川並町 268	社会福祉法人六心会 理事長 堤 誠治	東近江市五個荘川並町 268	短期入所生活介護	平成 17. 2. 11	2570500211
介護老人福祉施設もみじ	東近江市永源寺高野町 431 - 1	社会福祉法人八起会 理事長 木村文一	湖南市丸山 4 - 5 - 1	短期入所生活介護	平成 17. 2. 11	2570500237
菊水園ショートステイセンター	東近江市下里町 789	社会福祉法人恵泉会 理事長 田中宏尚	東近江市下里町 789	短期入所生活介護	平成 17. 2. 11	2570500260
社会福祉法人青祥会坂田青成苑ショートステイ	米原市野一色 1136	社会福祉法人青祥会 理事長 畑下嘉之	長浜市加田町字清水 2995	短期入所生活介護	平成 17. 2. 14	2572400014

滋賀県告示 第 152 号

介護保険法 (平成 9 年 法律 第 123 号) 第 48 条 第 1 項 第 1 号の指定介護老人福祉施設として、次の施設を指定した。
平成 17 年 3 月 4 日

滋賀県知事 國 松 善 次

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	開設者の名称および 代表者の氏名または 開 設 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日	介 護 保 険 事 業 所 番 号
特別養護老人ホ ーム清水苑	東近江市五個荘川 並町 268	社会福祉法人六心会 理事長 堤 誠治	東近江市五個荘川 並町 268	平成 17. 2. 11	2570500211
介護老人福祉施 設もみじ	東近江市永源寺高 野町 431 - 1	社会福祉法人八起会 理事長 木村文一	湖南市丸山 4 - 5 - 1	平成 17. 2. 11	2570500237
特別養護老人ホ ーム菊水苑	東 近 江 市 下 里 町 789	社会福祉法人恵泉会 理事長 田中宏尚	東 近 江 市 下 里 町 789	平成 17. 2. 11	2570500260
特別養護老人ホ ーム坂田青成苑	米原市野一色1136	社会福祉法人青祥会 理事長 畑下嘉之	長浜市加田町字清 水 2995	平成 17. 2. 14	2572400014

滋賀県告示 第 153 号

道路法 (昭和 27 年 法律 第 180 号) 第 18 条 第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成 17 年 3 月 4 日から平成 17 年 3 月 18 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供
する。

平成 17 年 3 月 4 日

滋賀県知事 國 松 善 次

道路 の 種類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷地の幅員	延 長	備 考
国道	477 号	大津市伊香立向在地町字 川原 215 番 6 地先から 大津市伊香立向在地町字 川原 172 番 3 地先まで	変更後	最小 9.0 m ゝ 最大 15.1 m	151.7 m	公園整備事業に 伴う回路の設 置
				最小 9.0 m ゝ 最大 13.7 m	149.6 m	
			変更前	最小 9.0 m ゝ 最大 13.7 m	149.6 m	
	甲賀市阿山伊賀 線	甲賀市甲南町新治字山口 谷 1970 番 1 地先から	変更後	最小 16.5 m ゝ 最大 39.5 m	376.8 m	道路改良工事 (現道拡幅) の 完了に伴う道路 区域の変更

県道		甲賀市甲南町新治字アリソ 1982 番 1 地先まで	変更前	最小 6.0 m と 最大 11.7 m	378.6 m	
	柑子塩野線	甲賀市甲南町新治字水谷 715 番 1 地先から	変更後	最小 11.5 m と 最大 23.5 m	202.2 m	高速道路建設に伴う回路の設置
		甲賀市甲南町新治字水谷 736 番地先まで	変更前	最小 10.0 m と 最大 12.0 m	194.0 m	

滋賀県告示 第 154 号

道路法 (昭和 27 年法律 第 180 号) 第 18 条 第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
この関係図面は、平成 17 年 3 月 4 日から平成 17 年 3 月 18 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 3 月 4 日

滋賀県知事 國 松 善 次

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
国道 477 号	大津市伊香立向在地町字川原 215 番 6 地先から 大津市伊香立向在地町字川原 172 番 3 地先まで	平成 17. 3. 4	L = 151.7 m
県道甲南阿山伊賀線	甲賀市甲南町新治字山口谷 1970 番 1 地先から 甲賀市甲南町新治字アリソ 1982 番 1 地先まで	平成 17. 3. 4	L = 376.8 m
県道柑子塩野線	甲賀市甲南町新治字水谷 715 番 1 地先から 甲賀市甲南町新治字水谷 736 番地先まで	平成 17. 3. 4	L = 202.2 m

公 告

中部清掃組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告

中部清掃組合管理者藤澤直広から送付のあった中部清掃組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について、滋賀県環境影響評価条例 (平成 10 年 滋賀県条例 第 40 号) 第 18 条 第 1 項の規定に基づき事業者に対して環境の保全の見地からの意見を平成 17 年 2 月 28 日に述べたので、同条 第 2 項において準用する同条例 第 9 条 第 6 項の規定に基づき公告する。

平成 17 年 3 月 4 日

滋賀県知事 國 松 善 次

本事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見は、次のとおりである。

(全般的事項)

- 1 廃棄物の投入、スラグの排出、場内余熱利用および冷却水の循環の状況をフロー図として示すとともに、土地利用計画図も含めた施設の具体的な全体像を示すこと。
- 2 施設の処理方式の選定において比較検討された資料を添付すること。また、選定した処理方式について、先行している施設の稼働状況の課題およびその対応について整理するとともに、施設の安全管理のための対応について記述すること。
- 3 炉内で気化する微量重金属の捕捉等、処理により発生する微量有害物質の対応方法について記述すること。

(大気質)

- 4 排ガスの影響予測の前提条件としている煙源の設定の考え方について、先行している施設の実績からその妥当性を示すとともに、煙突高の設定の考え方についても記述すること。
- 5 排出ガスの施設建物によるダウンドラフトについて、予測および評価を行うこと。
- 6 施設の稼働の立ち上げ時および立ち下げ時における排出ガスの影響について記述すること。
- 7 悪臭に関し、脱硝用^{しょう}に使用するアンモニアの吐出対策について記述すること。また、ごみピットの臭気発生強度の予測結果に対して、既存施設の実測値から検証を加えること。

(騒音および振動)

- 8 事業関連車両による騒音および振動に関し、予測手法の選定理由および算定根拠について説明を加えること。

(水象および水質)

- 9 仮設沈砂池および洪水調整池の位置について、水の流れを含めて示すこと。
- 10 現況の SS 濃度の観点から河川水質予測地点の選定および現況水質の設定の考え方について説明を加えること。
- 11 地下水の予測評価に関し、調査した 1 箇所が周辺状況を代表していることについて、事後調査の内容との関係を含めて説明を加えること。

(植物および動物)

- 12 事業計画地内の植生を復元させる観点からの伐採種と植栽種との整合および造成法面への種子吹き付けに際して周辺地域の生態系に負の影響を与えない種の使用に留意すること。
- 13 鳥類の観測結果について、ルートセンサス法および定点観測法による結果をまとめ、説明を加えること。
- 14 計画地周辺で営巣の確認された希少猛禽類^{きん}の主な行動圏の設定については、その手法を明確にしてデータ解析を行うこと。また、保全対策の具体例を含めた工事行程と事後調査との関係および既存の他の事業例を参考とした希少猛禽類^{きん}の生息への影響の予測および評価について記述すること。
- 15 生物試料を用いたダイオキシン類の事後調査では、底生動物での調査も実施すること。

(生態系)

- 16 事業の実施に伴う生態系への変化予測および評価について、注目種の変化を通しての説明を加えること。

(景観)

- 17 選定する処理方式の施設ごとにその外観を示して、景観への影響の予測および評価の説明を加えること。

(温室効果ガス)

- 18 予測条件を明確にした上で、処理量、使用電力等の関連する個々の事象から排出量を積算し、全体の排出量の予測および評価を行うこと。

(文化財)

- 19 文化財の踏査範囲について事業計画地とずれがあるので、再度事業計画地について踏査を行った上で、調査機関への依頼内容および踏査の結果を記述すること。

(伝承文化)

- 20 伝承文化の内容をより広くとらえ、伝承文化への影響の予測および評価の説明を加えること。

(その他)

- 21 事後調査により確認または対応をする事項については、施設の施行中と稼働後の対応を区分し、その実施主体および方法について記述すること。
- 22 事業計画地の東側の工場団地における浅井戸の有無、工事に伴う事業計画地の南側の谷への濁水等の影響予測に関する記述等、審査会において指摘された事項について、評価書に適切に反映させること。

県営土地改良事業計画の変更後の概要公告

県営大原東部地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法 (昭和 24 年法律 第 195 号) 第 87 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 3 月 4 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 公告書類 県営大原東部地区土地改良事業変更計画概要書
- 2 公告期間 平成 17 年 3 月 4 日から平成 17 年 3 月 10 日まで
- 3 掲示場所 米原市役所伊吹庁舎 (旧伊吹町役場)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年法律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条 第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 17 年 3 月 4 日

滋賀県知事 國 松 善 次

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市打出浜 2 - 1 コ ラボしが 21 6 階 滋賀県勤労者住宅生活 協同組合 理事長 木下 隆	近江八幡市日吉野町字クグツ 691	4, 297. 88 m ²	平成 17. 2. 25	006215

宅地建物取引業者に係る確知公告

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法 (昭和 27 年法律 第 176 号) 第 67 条 第 1 項の規定により公告する。

なお、この公告の日から 30 日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業法 第 67 条 第 1 項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成 17 年 3 月 4 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 (1) 商号 有限会社三都住販
- (2) 代表者氏名 石田嘉生
- (3) 主たる事務所の所在地 栗東市辻 469 - 1
- (4) 免許証番号 滋賀県知事 (3) 第 2432 号
- (5) 免許年月日 平成 14 年 10 月 26 日
- 2 (1) 商号 株式会社美土里不動産
- (2) 代表者氏名 大橋 曠
- (3) 主たる事務所の所在地 東浅井郡虎姫町三川 1320
- (4) 免許証番号 滋賀県知事 (4) 第 2170 号
- (5) 免許年月日 平成 14 年 4 月 3 日
- 3 (1) 商号 株式会社栄住宅
- (2) 代表者氏名 山本榮一
- (3) 主たる事務所の所在地 大津市大江 4 - 3 - 18
- (4) 免許証番号 滋賀県知事 (8) 第 1169 号
- (5) 免許年月日 平成 13 年 7 月 3 日
- 4 (1) 商号 八重富不動産株式会社

- (2) 代表者氏名 由利佳久
(3) 主たる事務所の所在地 栗東市霊仙寺 764
(4) 免許証番号 滋賀県知事 (8) 第 1220 号
(5) 免許年月日 平成 14 年 3 月 7 日
5 (1) 商号 株式会社グリーンハウス
(2) 代表者氏名 村田欽悟
(3) 主たる事務所の所在地 大津市札の辻 6 - 23
(4) 免許証番号 滋賀県知事 (4) 第 2043 号
(5) 免許年月日 平成 13 年 4 月 23 日

地 域 振 興 局 公 告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 18 条 第 16 項の規定により、早崎内湖土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成 17 年 3 月 4 日

滋賀県湖北地域振興局長 三 嶋 一 博

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	丸 岡 一 至	東浅井郡湖北町延勝寺 1344 番地の 1

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	山 崎 吉 照	東浅井郡湖北町山本 1210 番地

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 17 年 3 月 4 日

滋賀県湖南地域振興局長 重 野 良 寛

開発許可を受けた者の住所・氏名	開 発 区 域 の 名 称	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
栗東市川辺 285 番地 3 株式会社タナカヤ 代表取締役 田中康光	栗東市下鉤字小松寺 206 番 2 ほか 19 筆	2, 974. 61 m ²	平成 17. 2. 24	000426